

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場4-2-2-1 ☎416-0906

: 清水支店

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp>

富士市における悪臭防止法の規制方法が 平成17年4月より『物質濃度規制』から 『臭気指数規制』に変更となります。

富士市では、これまで悪臭防止法の硫化水素、アンモニア、トルエン等、22種類の特定悪臭物質の濃度を規制する「物質濃度規制」、及び富士市悪臭公害防止対策指導要綱の人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を判定する「臭気濃度規制」により悪臭の規制を行ってきましたが、平成17年4月1日より、臭気濃度と同じく人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を判定する悪臭防止法の「臭気指数規制」に一本化されます。

臭気指数は、においのする空気又は水を無臭空気または無臭水を用いて薄めていき、その臭いの判別出来なくなった希釈倍数（臭気濃度）により求めます。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{希釈倍数})$$

「物質濃度規制」では22物質のみの規制でしたが、「臭気指数規制」ではにおいのある全ての物質に対して規制が行われます。

富士本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

富士本社 営業部

長嶋

作業環境・大気・臭気・騒音・振動の測定

**: 富士本社 環境分析部 分析1課 望月裕・中西・青柳
(大気・臭気・騒音・振動 担当)**

悪臭防止法の規制基準（平成16年10月22日 富士市告示第143号）

☆規制基準値

	敷地境界 1号規制	気体排出口 2号規制	排出水 3号規制
第1種区域 (住居系地域)	臭気指数 1.0	排出口から排出された臭気が地表に着地した時に、工場や事業場が立地する用途地域の敷地境界（1号規制）の基準値に適合するように大気拡散式等を用いて気体排出口ごとに算定されます。（悪臭防止法施行規則第6条の2に規定）	臭気指数 2.6
第2種区域 (商業系地域)	臭気指数 1.3		臭気指数 2.9
第3種区域 (工業系地域)	臭気指数 1.5		臭気指数 3.1

住居系地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住宅地域、第2種中高層住宅地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

商業系地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域

工業系地域：工業地域、工業専用地域

☆気体排出口の規制（2号規制）について

1. 排出口高さが1.5m未満の場合は、1号規制基準値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の2第2号に規定する計算式を用いて算出される臭気指数とする。
2. 排出口高さが1.5m以上の場合は、1号規制基準値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の2第1号に規定する計算式を用いて算出される臭気排出強度とする。なお、計算式において考慮される周辺最大建物を選定する場合、次の条件に当てはまる場合は周辺最大建物と見なさない措置をとることとする。

$$H_b / L_b \geq 2$$

H_b ：建物の高さ（m）

L_b ：建物の高さの小さいほうの値（m）

（建物の幅は、当該建物の面積と同一の面積を有する円の直径の長さをもって建物の幅とする。）

臭気指数測定方法

臭気指数測定方法は、**環境試料**と**排出口試料**では少し異なりますが、次のように行います。

1. パネラーの選定

嗅覚試験を行い、嗅覚に問題のない6人をパネル（実際ににおいを嗅ぐ人）とします。

2. 判定試験

容量3リットルの袋を3個用意し、2個には無臭空気を入れ、残りの1個ににおいのついた空気は無臭空気希釈したものを入れ、これら3個の袋の中からにおいのついた空気の入った袋をパネルに選んでもらいます。

①**環境試料**（敷地境界等で採取した試料）の場合は、始めににおいのついた空気を10倍に希釈し、無臭空気と比較します。

6人のパネルがこれを3回繰り返し、その平均正解率が0.58以上の場合は、まだにおいがあるとして希釈倍率をさらに10倍にして、試験を行います。

これらの希釈倍率と正解率から、臭気指数を求めます。

②**排出口試料**の場合は、6人のパネル全員が正解する濃度に希釈したものから始め、希釈倍率を上げていき、パネルの全員がにおいのついた空気の入った袋を判別できなくなるまで行います。

6人の内の最も希釈倍率の高かった人と低かった人の2人を除いた4人の平均希釈倍率より、臭気指数を求めます。

